

社会福祉法人内野会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人内野会（以下「当法人」という）定款第8条および定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、当法人の役員（理事および監事）、評議員および委員をいう。

- 2 本規程において、常勤とは所定週平均3日以上勤務をいう。
- 3 本規定において、非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(常勤役員の報酬)

第3条 所定週平均3日以上業務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては勤務実態および従事内容により、理事会の承認を得て、次のとおり、月額報酬を支払うことができる。

役職	週当たり勤務日数	月額報酬
理事長	5日	50万円の範囲内
	4日	40万円の範囲内
	3日	30万円の範囲内

- 2 常勤役員に対して、内野会給与規程第25条に準じて賞与を支払うことができる。
- 3 常勤役員に対する退職金は支給しない。

(常勤役員の報酬の支払い方法等)

第4条 常勤役員の報酬の支払い方法等については、内野会給与規程の規定に準ずる。

(常勤役員の通勤手当)

第5条 常勤役員に対しては、通勤手当を内野会給与規程の規定に準じて支払うことができる。

(非常勤役員等の報酬)

第6条 非常勤役員等が理事会、評議員会等の会議出席その他法人の業務を行った場合には、日額5000円（所得税控除後の金額）の報酬を、その都度支払うことができる。

(兼務理事の報酬)

第7条 理事において、施設等の職員を兼務する者には、第3条から第6条は適用しない。
ただし職員給与に加え理事兼任手当として月額2万円を支払うことができる。

(委員の報酬)

第8条 苦情解決制度における第三者委員および評議員選任・解任委員会の外部委員が会議等の出席やその他の法人の業務を行った場合には、月額5000円(所得税控除後の金額)の報酬を支払うことができる。

(非常勤役員等の交通費等)

第9条 非常勤役員等に対しては、交通費の実費あるいは私有車の業務上利用に関する規程に準じて経費を支払うことができる。ただし、飯塚市、嘉麻市、桂川町在住の非常勤役員等には、一律500円を支払うことができる。

2 役員等が法人の依頼を受け、その職務を行うために出張したときは、内野会旅費規程に基づき旅費等を支給することができる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

従前の役員等報酬規程(平成29年6月1日施行)は廃止する。